

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日 条例第57号)別表第1 第23の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第1条	市川市子ども医療費助成規則(平成8年規則第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この規則は、(子ども)に係る医療費の全部又は一部を助成することにより、子どもの健全な育成を図るとともに、当該子どもの保護者の経済的負担を軽減し、もって(子どもの福祉の増進を図ることを)目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川市子ども医療費助成規則(平成8年規則第14号)